

キャッシュカード利用限度額変更のご案内

福島県内において還付金詐欺・オレオレ詐欺が頻発している現状から、詐欺被害を抑制するため、キャッシュカードの利用限度額を下記により引き下げさせていただきます。お客様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますよう宜しくお願い致します。

1. 実施日

令和4年2月20日（日）より

2. 利用限度額の変更

個人のお客様の1日の利用限度額について、IC取引の場合は100万円、MC取引の場合は50万円に引き下げさせていただきます。なお法人のお客様の利用限度額は従来通り200万円とさせていただきます。

取引形態	新限度額	旧限度額	変更内容
個人 IC取引	100万円	200万円	引き下げ
個人 MC取引	50万円	100万円	引き下げ
法人 IC取引	200万円	200万円	変更ありません
法人 MC取引			

※IC取引・・・ICカードによるIC対応ATMによる取引

MC取引・・・磁気カードによる取引またはICカードによるIC非対応ATMによる取引 なお、当金庫設置のATMはすべてIC対応となっております。

※限度額は窓口での届出書の提出により、最大200万円まで変更可能です。

※過去に窓口で届出書を提出されて限度額を変更されたお客様は変更ありません。

※ローンカードも同様の取扱いとなります。